

5110 市街化調整区域内建築物の容積率等の指定

〔関係法令等〕 法第 52 条、法第 53 条、法第 56 条

地区の区分	横須賀都市計画近郊緑地特別保全地区、横須賀都市計画墓園、横須賀都市計画地区湘南国際村地区地区計画の区域（地区整備計画を定めていない区域に限る。）及び風致地区条例（昭和 45 年神奈川県条例第 5 号）に基づき神奈川県知事が指定した第 1 種風致地区の区域	横須賀都市計画地区計画湘南国際村地区地区計画の区域（研修施設地区、研究・研修施設地区、生活支援地区及び公共公益施設地区に限る。）	左記以外の区域
容積率 （法第52条第1項第6号）	10 分の 5	10 分の 10	10 分の 8
建ぺい率 （法第53条第1項第6号）	10 分の 3	10 分の 4	
道路斜線 （法別表第3（ロ）欄5の項）	1.25		
隣地斜線 （法第56条第1項第2号ニ）	1.25		

備考 この告示の施行の際、現に建築基準法に基づく建築確認の処分により上記表に定める容積率又は建ぺい率の数値を超えて建築された建築物の敷地として使用されている土地のうち「~~左~~記以外の区域」に該当するものについては、上記表に定める数値にかかわらず、容積率の数値を 10 分の 20 と、建ぺい率の数値を 10 分の 6 とする。

※ 平成 15 年 12 月 25 日 告示第 219 号
平成 19 年 8 月 27 日 告示第 101 号

5111 高度地区の都市計画変更決定について

〔関係法令等〕 法第 58 条

横須賀都市計画高度地区を次のように変更決定しました。

種 類	建築物の高さの最高限度又は最低限度	備 考
第 1 種高度地区	建築物の高さ（地盤面からの高さによる。以下同じ。）の最高限度は 15 メートルとする。	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準工業地域（準防火地域指定あり）
第 2 種高度地区	建築物の高さの最高限度は 20 メートルとする。	準工業地域（準防火地域指定なし） 工業地域（米海軍施設は除く）
第 3 種高度地区	建築物の高さの最高限度は 31 メートルとする。	近隣商業地域 商業地域（横須賀中央駅周辺地区の一部約 21.4ha を除く）

※ 平成 16 年 1 月 26 日 横須賀市告示第 11 号（当初決定）

※ 平成 26 年 11 月 10 日 横須賀市告示第 222 号（変更）

5112 高度地区の適用緩和及び適用除外について

〔関係法令等〕 法第 58 条

適用緩和

市長が建築審査会の意見を聴いた上で市街地環境の整備改善に資すると認める建築物については、建築物の高さの最高限度を次のとおり緩和する。

- （１） 第 1 種高度地区及び第 2 種高度地区 当該最高限度の 1.5 倍の範囲内
- （２） 第 3 種高度地区 市長が都市計画上支障ないと認める範囲内

適用除外

次の各号のいずれかに該当する場合は建築物の高さの最高限度を適用しない。

- （１） 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 3 号に規定する高度利用地区の区域内又は同法第 12 条の 4 に規定する地区計画等で建築物の高さの最高限度が定められている区域内において建築物を建築する場合
- （２） 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 3 条第 2 項の規定により建築物の高さの最高限度の制限を受けない建築物の大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合
- （３） 建築基準法第 59 条の 2 第 1 項、第 86 条第 3 項及び第 4 項並びに第 86 条の 2 第 2 項及び第 3 項の規定による特定行政庁の許可を受けて建築物を建築する場合
- （４） 自衛隊施設のうち直接防衛の用に供する建築物で、市長が周辺の市街地環境の形成及び維持に支障がないと認めるもの
- （５） 次のいずれかに該当する場合で、市長が建築審査会の意見を聴いた上で周辺の市街地環境の形成及び維持に支障がないと認めるもの

- ア 建築物の高さの最高限度を超えている既存建築物の立替え
 - イ 建築物の高さの最高限度を超えている既存建築物に高さの最高限度の範囲内で行う増築
 - ウ この都市計画決定の告示の日以前に建築基準法第 86 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 86 条の 2 第 1 項の規定による特定行政庁の認定を受けた建築物（この都市計画決定の告示以後に変更の認定を受けたものを含む。）に係る一団の土地における建築物の建築
 - エ 都市計画法第 12 条の 4 に規定する地区計画等の地区整備計画において、建築物の高さの最高限度が定められていない区域内における建築物の建築
 - オ 公益上必要な建築物（国又は地方公共団体が所有し、又は維持管理するものに限る。）の建築
- （6） 前各号に掲げるもののほか、市長が建築審査会の意見を聴いた上で用途上やむを得ないと認めるもの

5113 確認申請等における磁気ディスク等の利用に関する規則

平成 17 年 10 月 11 日 規則第 90 号

確認申請等における磁気ディスク等の利用に関する規則を次のように定める。

確認申請等における磁気ディスク等の利用に関する規則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、建築基準法施行規則(昭和 25 年建設省令第 40 号。以下「省令」という。)第 11 条の 3 第 1 項の規定に基づき、磁気ディスク等による確認申請等の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（区域の指定）

第 2 条 省令第 11 条の 3 第 1 項の規定により磁気ディスク等による手続きができる区域は、本市全域とする。

（磁気ディスク等による手続）

第 3 条 省令第 11 条の 3 第 1 項の規定により、次の表の左欄に掲げる申請書、届出書又は届出については、中欄に掲げる書類に代えて、右欄に掲げる様式により当該書類に明示すべき事項を記録した磁気ディスク等により申請し、又は届け出ることができる。

省令第 1 条の 3 第 1 項の申請書	省令別記第 2 号様式の第 2 面から第 5 面までによる書類、別記第 3 号様式による書類並びに別記第 3 号様式による建築計画概要書の第 1 面及び第 2 面による書類	第 1 号様式
省令第 1 条の 3 第 5 項の申請書	省令別記第 2 号様式の第 2 面から第 5 面までによる書類、別記第 4 号様式中の「昇降機の概要の欄」又は「建築設備の概要の欄」に記載すべき事項を記載した書類並びに別記第 3 号様式による建築計画概要書の第 1 面及び第 2 面による書類	第 1 号様式